

平成31年度 材木町よ市 出店要項および注意事項

材木町よ市実行委員会

1. 地域住民への配慮について

- 材木町商店街は商店、マンション、個人宅などが並んでいます。人の出入りに注意して下さい（通行の妨害にならないような配慮）。
- 町内にある駐車場を利用している出店者へのお願い。
 - ① 駐車場契約されているお客様の迷惑にならないような配慮をお願いします。（契約者と出店者とのトラブルにより、使用契約を解除された例があります。このような場合出店許可を取り消すなどの対処をする場合があります。）
 - ② いつも利用している駐車場が使えるとは限りません。その場合は各自で駐車場の確保をお願いします。

2. 出店に関する注意事項

- 時間厳守
 - ① 15：00 歩行者専用道路、販売準備開始
 - ② 15：10 よ市販売開始
 - ③ 18：30 前後 販売終了（天候、季節により変動あり 同時に撤去作業開始）
※販売終了30分前に場内放送があります。放送の指示に従ってください。
 - ④ 販売終了10分後 よ市出店者車両移動開始
 - ⑤ 販売終了20分後 歩行者専用道路解除
- 出店準備について
早くから準備される方がいますが、歩行者の方から機材が邪魔で通行できない等の苦情が毎年必ずあります。歩行者の通行の邪魔になるような準備はしないようお願いします。
- 販売・設備・資材の管理
 - ① ブース内は常に整理整頓をお願いします。
 - ② 降雨時テントなどを張るときは極力お客様の邪魔にならないようお願いします。
 - ③ 販売した商品に問題が発生した時は出店者が誠意をもって問題解決に努めるようお願いします。
 - ④ 道路を汚した場合は必ず汚れを落として下さい。

- ごみの取り扱いについて
飲食商品を販売する出店者は容器回収のゴミ袋を準備して下さい。ごみは必ず持ち帰ってください。また、自分の出店エリアの清掃も忘れずをお願いします。
- 食品衛生法などの対象食品を販売する方へ
 - ① 保健所に申請済みであることが証明できる書類（営業許可証など）のコピーをよ市実行委員会事務局へ提出してください。
 - ② 食品の安全性を守って頂きます。JAS法、食品衛生法、食品表示法に基づいた商品の取り扱いをお願いします。
 - ③ 品名・産地表示を必ず行ってください。（段ボールの値札への表示可）
 - ④ 食中毒を発生させないよう十分注意してください。
 - ⑤ 営業許可証などの表示はお客様から見える場所へ提示してください。
 - ⑥ 営業許可証など手続き等は出店者自身が行ってください。
 - ⑦ 営業許可証のコピーをよ市実行委員会事務局へ提出してください。
- 火器の取り扱いについて
火器を扱う出店者は消火器設置を必ずお願いします。
※消火器の使用期限を必ず確認してください。
※火器はガス・電気コンロを扱う出店者を含みます。
- 取り扱う商品について
 - ① 事前に出品予定を提出いただいています。変更等あれば必ず申請してください。（申請のない商品の出品は認めません。）
 - ② 途中商品が無くなり営業が出来なくなるよう商品は十分用意して下さい。

3. 事務手続きについて

- 出店契約
 - ① よ市への出店は1年契約とし、毎年3月の実行委員会でその年度の出店者を決定します（基本的には更新になりますが、トラブルが多発、休む日が多い、実行委員会からの注意を受けても改善が見られない等問題がある場合は次年度の更新を見合わせるものとします）。
 - ② よ市運営に支障のある場合は出店許可の取り消しをする場合があります。
 - (ア) 知り合いを一緒に連れてきて出店させる。
 - (イ) アルコール類を飲みながら販売している。
 - (ウ) 出店者、従業員が反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者など）に属している。
 - (エ) 契約者以外の方が販売している。
 - (オ) 事前に申請のあった取扱商品と異なる商品を販売している。
 - (カ) 連絡なしで出店を休む。
 - (キ) 注意事項を守らない等。
 - ③ 名義人が変更になる場合は、新たに出店申込書を提出してください。

- 会費について
 - ① 月内に収めて頂きます（出店を休んだ場合でも会費は納入していただきます）。
 - ② 会費納入専用の封筒を渡しております。納入の際には忘れずにお持ち下さい。
 - ③ 会費は事務局へ納めてください。
 - ④ 領収書をまとめた発行は出来ません。
- 出店を休みたいとき
やむを得ず休む時は前日までに実行委員会事務局（019-623-3845）へ連絡をお願いします。

4. 道路使用許可条件（盛岡東警察署より）

- 期間及び時間
 - ① 期間は、平成31年4月6日から平成31年11月30日まで。（毎週土曜日のみ）
 - ② 時間は15時00分から19時00分まで。
- 安全対策等
 - ① 露店等は、間口2メートル、奥行き1.5メートル、高さ2メートル以内とし、屋台にあっては、容易に移動できるものであること。
 - ② 営業時間以外は、屋台等を道路に置かないこと。
 - ③ 商品及び資材等の運搬車両を道路上に駐車させないこと。
 - ④ 歩道を通行中の歩行者等を停止させたり、通行人の前に立ちはだからないこと。
 - ⑤ 露店外の道路上に商品を置かないこと。
 - ⑥ 信号機・道路標識等の視認性を妨げないこと。
- 指導事項
 - ① 本許可証を携帯し、警察官等に提示を求められた場合は提示すること。
 - ② 出店に当たっては、事前に設置場所付近住民の承諾を得るなど、トラブルのないよう措置すること。
 - ③ 道路を汚損した場合は、道路清掃を確実にを行うこと。

※道路使用許可証は、よ市実行委員会事務局で保管します。

5. その他

- 駐車場の利用について

① 材木町商店街協同駐車場がご利用できます。

(台数に制限があります 一般車の駐車状況により駐車可能台数は変動あり)
14時30分以降から車両の入庫が可能になります(14時30分より前の入庫は一般客の車両が出せなくなる恐れがあるため入庫はできません)。

② そのほか周辺駐車場などのご利用は各自確保をお願いします。

(不明な点は実行委員長へ相談してください)

③ 駐車の際には「よ市出店者車両」証明書をダッシュボード上に置いて下さい。

- 釣銭は各自用意して下さい(事務所では釣銭の準備はありません)。

- 買物袋の販売

『よ市』の文字入り買物袋を、組合事務所で販売いたしますのでご利用下さい。
中 300円、小 250円、特小 200円 いずれも 100枚入りになります。

- 『よ市実行委員会』で発行した出店許可証は必ずお客様から見える場所へ提示してください。

- 緊急時の連絡について

Eメール、FAXでの連絡になります。対応できない方のみ電話連絡になりますが、必ず連絡が取れる電話番号の登録をお願いします。